

平成 25 年度 第 1 回雲仙市入札監視委員会審議概要報告書

| | |
|--------------------|--|
| 開催日時 | 平成 25 年 5 月 24 日（金） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 15 分 |
| 開催場所 | 吾妻町ふるさと会館 2 階 研修室 3 |
| 報告案件 及び 審査案件 | <ol style="list-style-type: none">1. 開会2. 報告案件<ul style="list-style-type: none">・ 指名停止案件の報告3. 抽出案件の審査<ol style="list-style-type: none">① 国見片田地区防火水槽設置工事② 南串山新山地区防火水槽設置工事4. 質疑応答5. その他 |

| 主な意見・質問 | 市側回答 |
|--|---|
| <p>1. 開会</p> <p>2. 報告案件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指名停止案件の報告について <p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最後の案件で、「契約が不成立となった」という理由で指名停止となっていますが、これは辞退された理由が何であってもこうなるのですか？ <p>(委員意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気になったのが、理由は、「辞退届を提出し、当該契約が不成立となったため」と書いてあり、契約が不成立になったからこうなるという表現だが、措置要件は「不正又は不誠実な行為をし」となっている。だから理由によっては、不正でもなければ不誠実な行為でもないということもあり得るのかなと思った。契約が不成立になったら必ず指名停止になるということであれば、この理由は良いが、措置要件にある「不正又は不誠実な行為をし」ってところをちゃんとみるのであれば、単に「契約が不成立となったため」という理由は、ちょっと適切ではないと思う。 <p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例えば、落札した日から契約までの間に取引先の関係であおりを食ってどうしても人やお金が廻らなくなったとか、会社の代表者が、事故か何かで入院したとか、病気で亡くなったとか、例としてあると思うが、やはりそれは駄目ですか？ | <p>(市側応答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案件毎に、審査委員会の方で審議をするようになっていますが、基本落札決定した後において、契約締結に至らなかった場合については、これで措置しています。 <p>(市側応答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先ほども申し上げたように、その案件毎に審査委員会の方で審議することになりますので、どのようになるかというのは今言えませんが、落札者であれば、契約を結ぶべきなのに結ばなかったということが「不誠実な行為」という判断の基に措置しております。 |

| | |
|--|---|
| <p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不誠実でない正当な理由があって、例えば落札後に事故があったとか、落札後の状況が変わったことを理由に、辞退届を出した場合、果たして不誠実と言えるのか？というあたりをもう少し、協議する必要があるのではないかと思います。一律に落札後の辞退、全て「けしからん」という言い方は少し乱暴ではないかと思います。 <p>(委員意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間では、ある条件に対してそれをこちらなりに解釈して応札した。しかし、実際は違っていた。となれば不誠実とします。 <p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律では「錯誤」と言います。契約が無効になることは民法上ありますけど、それが、指名停止になるというのが、ちょっと違和感が無い訳ではないです。まあ、審査の仕方等があるので、いずれにしろこの議論は、きちんと委員会の方へこういう意見があったことをお伝えください。 <p>3. 抽出案件の審議について</p> <p>①国見片田地区防火水槽設置工事</p> <p>(抽出理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札率が 95.5 と高く、辞退が多い。それで目立つなと思って抽出しました。 ・数字的に落札率が高いということと、今回非常に辞退者の数が多いということで、ここで審議すべきだと思って抽出いたしました。 | <p>(市側応答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員がおっしゃったことは、そこまで詰めて今後議論していく必要があると思います。 <p>(市側応答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わかりました。 <p>(担当課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事概要等の説明。 <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札方式は、指名競争入札。指名業者選定理由は、工事の内容及び工事発注別の基準に基づき、土木一式工事 C ランクの認定業者から 24 社を指名し、9 社が入札参加。予定価格 5,841,000 円、最低制限価格 5,299,000 円、落札金額 5,580,000 円、落札率 95.5%。最低制限価格から予定価格の |
|--|---|

| | |
|--|--|
| <p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事そのものは、そんな難しいものではないですよね？ <p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1月だったら辞退者が多いただろうと予測してこういう指名数になったのですか？ <p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年、一昨年の1月は辞退率が高かったのですか？ <p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注を早く出来なかったのですか？ <p>(委員意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結果的に辞退は確かに多いですけども、応札された業者さんも9社くらいある、競争性がないとは言えないと思います。 <p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回増やしといて結果的には良かったというふうには言える訳ですね。 | <p>範囲に3社、最低制限価格未満が3社、予定価格より高いのが3社。辞退の内訳は、1番の「手持ちの仕事が多く、さらに受注することが困難である。」が約半分。辞退率62.5%。ランダム係数0.99605程度。それと発注時期が1月ということもあり、指名については拡大したが、結果的には9社しか参加がなかった。</p> <p>(市側応答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はい、二次製品ですから床掘をして、据え付けでという単純な内容です。 <p>(市側応答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度の災害等の実績など、監視委員会にも提示をしましたが、どうしても12月を越えると土木Cランクについては、辞退率が急激に上がる傾向が今までありました。それで対象となる全者を指名しました。 <p>(市側応答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年、一昨年は6割、7割程度の辞退率でした。 <p>(市側応答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この工事につきましては、用地の調整に日数を要したこと、それと国庫補助事業でやっており、補助金の確定が11月末になったため、11月末に起工したという経緯があります。 <p>(市側応答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はい。 |
|--|--|

(委員質疑)

・全てこういう工事は単年度しかできないのですか？

(委員質疑)

・それこそ災害とかなら話は別ですけど、何もかもとなると、これが受ける業者さんも1月から半年あるということになれば、もっと来てくれるでしょうし、そういうある特殊な事情という時には、繰越ということであれば良いのでしょうか。

(委員質疑)

・最近、今の政治の関係で予算の単年度執行が期間を延びてもいいとはなっていないのですか？

(委員質疑)

・それは議会の承認が必要なのですか？

(委員質疑)

・今回は、補助事業ということもあって、そういう対応もできなかったということですか？

(市側応答)

・基本的に単年度です。

(市側応答)

・事業ごとのケースバイケースがあるので、この分については、基本単年での補助金だったということです。

(市側応答)

・基本的には、単年度予算、単年度施工です。それ以外に長期的に年度を跨ってする場合は、債務負担行為を起こして、一括契約して、3年なら3年間で実施するとか、後は繰越明許費として繰越を議会に承認していただいて、2年間に跨ってするという方法があります。

(市側応答)

・はい。ただこの案件は、国の補助金が絡んでいきますので、国が繰越を認めてくれれば、繰越という方法もとられたのですが、国が補助金を単年度でしか交付しません、という話であれば、単年度、3月までの執行となってきます。市の単独でやる場合は、繰越という方法も取れます。

(市側応答)

・そうです。

②南串山新山地区防火水槽設置工事

(抽出理由)

・落札率が高いということと、辞退者が多いというのが、1件目と同じなのですが、違うのが、落札したところだけが、入札率でいうと95%よりやや低いですが、それ以外はほぼ100%を超えていると、1社100%ちょっと下回りますけど。そういうふうにならなくて、これぐらいの会社数であれば、何かしたのではないかなと、疑えば、疑える。

・最初の案件と同じですけど、同じような業者が並んでいましたので、今回辞退が割りとバラついたので、辞退の理由を若干考慮していただいた一つの効果的な事例だということもあって抽出しております。

(委員質疑)

・辞退の理由が違うのはなぜですか？

(委員質疑)

・両方とも同じような案件ですよ？しかも両方とも多分2次製品が結構割合占めているはずなのに、同じ業者さんが、片や最低制限価格より低く、片や予定価格より高い。その傾向が違うのがなぜか？多分同じようなものを買う訳だから、どれぐらいの割合で買えるというのは、同じ業者さんだったら同じぐらいの割合になると思う。それなのに、1件目は予定価格を超えているところは、ほとんど無く、もう一方はほとんど予定価格を超えているということで、傾向が違うということが気になった。

(担当課)

・工事概要説明。

(事務局)

・入札方法は、指名競争入札。指名業者選定理由は、先ほどの1件目と同じで、メンバーも24社で同じ。予定価格6,205,000円、最低制限価格5,563,000円、落札金額5,852,000円、落札率94.3%。委員からありましたとおり1社が95%ちょっときるぐらい、1社が予定価格の範囲ギリギリのところ、残り4社は、予定価格より高いところ。辞退の内訳は、先ほどと比較していただければ解るのですが、委員がおっしゃったように、ちょっとバラけた辞退理由で、先ほどと全く同じではなく、その案件ごとに辞退理由を考えて提出してあるように見受けられます。辞退率75%、24社中6社しか参加がございました。ランダム係数0.996程度の数値。

(市側応答)

・こっちの方がより適切という意味合いで書かれていると思います。

(市側応答)

・先ほど、概要で申し上げましたけども、南串山町の工事箇所が、南島原市との市境にあり、経路は、国道から広域農道に乗って、さらに市道に乗って500mくらい上がって行くところなので、そのあたりの関係かなと想定をしています。位置的な問題での経費、例えば人件費とか運送費とか、そのあたりの経費を見込んだ値がこの入札額に反映されたのかなと想定をしています。

| | |
|--|--|
| <p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格に場所の違いは入ってないのですか？ | <p>(市側応答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入ってないです。 |
| <p>(委員意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応札された業者さんの所在地、っていうのを考えた時にそれは説明できるのですか？要は、応札された業者さんは、大抵南島原市から遠い北の方であれば、それはそうかもしれませんが。 | |
| <p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そこまで分析されていますか？ | <p>(市側応答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そこまでは分析しておりませんが、先ほどの業者さんは、北部の業者さんです。 |
| <p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もう一つ質問ですが、二次製品の物そのものは同じですか？ | <p>(市側応答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規格は、同じです。二次製品に関しましては、現場着という見積もりを取っていますので、二次製品自体は多分皆さん同じ値段を入れていると思います。 |
| <p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それは、積算上の価格ですよね？ | <p>(市側応答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そうです。この案件では二次製品の単価を業者さんに公表していますので、各社そこまで価格差はないと思います。 |
| <p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もちろんそうだと思います。ただそれが本来応札する価格に反映されるはずだろうと思います。 | <p>(市側応答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そうですね。 |
| <p>(委員意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安く買えるところは、安く入れられる訳で、それが、要は交通費なり、何なりってことで膨らんでいるってことであれば、そうかも知れないですけど、あまりに違うというのが引っかけた。 | |
| <p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2件の予定価格の差額はその設置に要する工費の内容、さきほどおっしゃったように舗装の広さ | <p>(市側応答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置費用は一緒ですけども、それに係るアスファルト舗装なのかコンクリート舗装なのかとか、 |

とか、そういう附帯工事によって違ってくるとい
うことですか？物その物が同じであれば、置くだ
けですよ？

(委員質疑)

・金額も 500 万くらいで同じような標準品。ただ
附帯工事の内容が違うだけであって、こういうも
のはもう少しお互いの手を抜くというか、いち
ちみんな個別発注せずに、標準的な工事の範囲を
どこまでとして、標準品をどんどん据えていくと
か、もう少し入札とかの手間を掛けないでやる方
法はないですか？

(委員質疑)

・それはわかりますが、その都度やるのが当たり
前だというのではなく、そこに何か良い知恵がな
いのかなと？

(委員意見)

・まとめて発注することで、二次製品の積算単価
を落とせるなら、トータルで落とせるけど、単に
数分だけ掛けて、最終的に最低制限価格で 9 割ぐ
らいになると、そしたら個別にやろうが、まとめ
てやろうがお金全然安くならないですよ。だから
税金払う側からしたら、結果的にあんまり変わら
ない。

(委員意見)

・結局、場所のことは関係なく、工事の進む量と
物の価格が決まっているので、その総額は、個
別にしようがまとめようが一緒ですよ。だから
その単価のところをまとめることで落とせない
限りは同じですよ。

(委員意見)

・二次製品の単価が変われば別ですよ。例えば
10 個買うから、10 個まとめて買うから見積もり

土留め擁壁があるかないかとか、附帯工事の違い
で設計の差は出てきます。

(市側応答)

・この製品自体は同じ製品ですが、工事の条件が
違います、それに防火水槽に限らず、道路でも、
河川でも構造物、二次製品の構造物をやりますけ
ど、現場条件が違いますから個別発注になりま
す。

(市側応答)

・難しいです。

の額が下がるということであれば、安くなるかもしれないかもしれませんが。あともう一つ問題は、まとめていくと工事の規模が大きくなり、小さい会社が入れなくなる。

(委員質疑)

・委員に聞きたいですけど、要するにただ物を置くだけではなくて、そこを掘ったりとか、舗装したりとか、その地形によって全然違ってきますよね。入札でやるのは、むしろ物の値段じゃなくて、そのまわりの工事の方がメインになって入札せざるを得ないということでもいい訳でしょう？

(委員応答)

・そうです。

(委員意見)

・これ制度上できるか、どうかわかりませんが、基本的にこういう同じものを設置するということになれば、その製品購入だけを市の方で買ってコスト化を図り、支給して工事だけを別に発注するというやり方はあると思いますけどね。そしたら、少し全体的には安くなるかも知れません。

(委員意見)

・それはあり得ますね。

(委員意見)

・委員からの色んなアイデアと言いますか、知恵が出たので、すぐ出来るものじゃないと理解していますけども、例えば、これ10箇所とかやるのであれば、確かに物は物、工事は工事だけというようなことも場合によっては税金を無駄遣いしなくて済むこともあり得るので、ちょっとそういう発想の案件としてもらいたいということです。

(市側応答)

・そういう購入の方法が出来るものかどうか、支給関係が出来るものかどうか、研究していく必要はあると思います。

(委員長)

・じゃあ、これでよろしいでしょうか？

以上、第1回の入札監視委員会としてはこれで終了いたします。お疲れ様でした。